

幕別町事業者省エネルギー診断支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティまくべつ」宣言(令和6年3月1日表明)の達成に向けて、意欲的に脱炭素化に取り組む町内の中小企業等を支援するため、予算の範囲内において幕別町事業者省エネルギー診断支援補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、幕別町補助金等交付規則(平成18年規則第74号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付対象となる事業は、経済産業省の中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費の交付を受けた団体等(以下「省エネ診断機関」という。)が実施する省エネルギー診断(以下「省エネ診断」という。)とする。

2 補助対象事業は、第6条の申請をする日の属する年度に実施したものでなければならない。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、町内に事務所又は事業所を有し、省エネ診断機関が実施する省エネ診断の結果をもとに脱炭素化に取り組む意欲のある中小企業等で、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす者とする。

(1) 中小企業等とは、次のいずれかに該当すること。

ア 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者

イ 年間エネルギー使用量が原油換算で1,500キロリットル未満の会社法(平成17年法律第86号)に規定する会社以外の法人

(2) 町税を滞納していない者

(3) 幕別町暴力団排除条例(平成25年条例第18号)第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係事業者(以下「暴力団員等」という。)に該当する者並びに暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有するものでないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象者が補助対象事業の実施により省エネ診断機関に支払う費用とする。ただし、消費税及び地方消費税、印紙税等の税金並びに振込手数料は補助対象経費から除く。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1とし、25,000円を上限とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする。

3 同一事業所への同一内容による省エネ診断に対する補助は1回限りとする。

(補助金の交付申請及び請求)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、幕別町事業者省エネルギー診断支援補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 省エネ診断機関への支払いを証する書類

(2) 省エネ診断の結果が分かる書類

(3) 申請者名義の振込先口座が確認できる書類

(4) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による補助金の交付申請を受理したときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、幕別町事業者省エネルギー診断支援補助金交付決定通知書(様式第2号)又は幕別町事業者省エネルギー診断支援補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(実績報告の特例)

第8条 規則第15条の規定による実績報告は、同条第2項の規定に基づき第6条の申請書の提出をもって、これを行ったものとみなす。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。